

(目的)

森林資源の循環利用及び適切な森林整備を図るために必要な行動規範を、ここに制定する。

第1 伐採・搬出作業

- 1 伐採にあたり、事前に伐採区域（範囲等）の確認を行い誤伐の未然防止を図ると共に、希少野生動植物の生息・生育状況を把握し、自然環境の保全に努める。
- 2 主伐は、皆伐及び択伐とする。皆伐については、林相・林種、自然環境の保全、景観、地形等を考慮して、収穫面積は概ね5 ha以下とする。
- 3 択伐については、単木・帯状・群状伐採等とする。
- 4 尾根部、伐区と伐区との間には保護樹帯を設置したり、沢の保全を図る等、自然環境の保全に配慮する。
- 5 林道その他既設の搬出施設を効率的に利用するとともに、可能なかぎり収穫箇所の分散化に努める。
- 6 林地保全上、皆伐が不適当と思われる箇所については収穫を見合わせる等、伐採・伐採手法の適否を慎重に検討する。
- 7 集材作業には架線を活用するなど、林地の保全に努める。
- 8 森林法及び各関係法令を遵守し、違法な伐採は行わない。

第2 造林

- 1 県が定めた造林関係の施業指針等に基づき、適切な森林施業を実施すると共に、環境に配慮した作業に努める。
- 2 更新は、原則として植栽（植付、人工下種）とするが、自然的立地条件からみて植栽に適していないか、又は萌芽によって育成の目的樹種による成林が十分に期待できる地域にあっては萌芽更新を行う。
- 3 更新樹種の選定に当たっては、県が指定した造林樹種から選定することを原則とし、現地の立地環境に応じて決定する。
- 4 地拵えの時期は、新植又は人工下種造林の時期を勘案して実施する。
- 5 植栽時期は原則として11～3月とし、現地状況を勘案して決定する。また、植栽樹木の活着を図るため、苗木の根の乾燥を防ぐよう努める。